

平成23年度第2回熊本市地域包括支援センター運営協議会会議要旨

- 1 日 時 平成23年8月30日(火) 10時～12時
- 2 場 所 4階モニター室
- 3 出席委員 和田 要、清田 武俊、清村 正弥、土屋 政伸、村枝 すみえ、
玉春 なおみ、村井 正、富岡 大高、林 千佳子、白土 賢司、
木下 光義（敬称略）
- 4 議 題 (1) 地域包括支援センターの公募について
- 5 議事録(要旨)

○和田会長

今回も議事は、「(1) 地域包括支援センターの公募について」審議をいただく。
事務局から説明をお願いする。

○事務局

「地域包括支援センターの公募項目について」資料説明

○和田会長

それでは、各委員からご意見等をお願いしたい。

○清田委員

感想としては、前回の議論を踏まえて、細かいところまで配慮してあると思う。
一つ、設置場所の問題として、公募の段階で確定した設置場所を出せるのかという
ことがある。借りることが確定していない予定のもので評価できるのか。(※)

また、公的な役割ということで、利便性の高い場所に設置することが求められる
中、なかなか適当な場所というのは見つけがたいのではないかと。例えば、保健福祉
センター等公的な施設で、市としてこういった場所で設置してもらいたいというこ
とを示すということもできるのではないかと思うが、その点も案に入れてはどうか。

予算30%増額というと大幅な増加であり、参入法人も増えるのかなあと思う。

○荻田高齢介護福祉課長

地域包括支援センターの設置場所の問題については、昨年7月の時点で担当課と
して公共施設内に地域包括支援センターを設置する案をサマーレビューという全
市的な検討の場で提案したが、それはやらないという方針となった。理由としては、
現実的な話だが、施設を確保しきれないということだった。

この方針を前提として、今まで検討を重ねてきた経緯があり、その結果として、
今回運営費という形で案を提示したところ。

※議事録外

参考資料1「熊本市地域包括支援センター公募要領（素案）平成23年8月」
4P目に、新たに事務所等を設置する場合、計画案でも可とする旨の記載あり。

○土屋委員

８Ｐ目の評価の部分について、予算が３０％増額ということでＵＰになっているが、その額がきちんと使われているのかチェックする機能が重要になるのではないか。地域とのネットワークづくりを行っているのか、地域住民にどのようなサービス提供をしているのか、監視する仕掛けとして運営協議会と別に評価機関が必要ではないか。

○荻田高齢介護福祉課長

皆さんにご意見を伺いたいところもあるが、基本的に地域包括支援センターの運営に関する評価は、この運営協議会でやっていただくものと考えている。また、専門職加算の必要性の判断についても、運営協議会に諮りたいと思っている。評価機関を独立させる必要があるのかどうかはご意見を伺いたい。

○清村委員

予算が大きくなる話が出ているが、地域包括支援センターへの委託費は、介護保険料から出されているわけで、いわゆる公金を使っている。こうした中、現在、地域包括支援センターの委託費に対する監査はどこまで公的な目が入っているのか。財務報告という簡単な形なのか、もう少し踏み込んで監査が入っているのか、地域の目が入っているのか、そのあたりを教えてもらいたい。

○和田会長

地域包括支援センターへの委託費の増額というのは、介護保険料の増加につながると思う。センターで働いている職員の給与も気になるところ。各センターは苦勞されていると思うが、もう少し給与を上げてもらいたいという声もあるが、チェックがどのようになっているのか。

○荻田高齢介護福祉課

毎年度、収支決算書は各地域包括支援センターから提出いただいているところ。その中で、職員の給与の状況というのも、個人名はないが、出してもらっている。事業所としての監査としては、地域包括支援センターというより、法人監査の一環として行っている。

ただし、個人の給与を上げるべきとかそういった指導というのは行っていない。一定のボリュームの予算措置をする中で、評価をどのようにするのか、業務の公正さ等については運営協議会で審議する項目だと思うが、職員の給与に関するコントロール機能をどうするか、職員の処遇問題などは、切り離して考えるべきと思う。

○木下委員

運営について、開設時間が月曜から金曜日となっているが、市に基準をおくより、利用者の利便性を重視したほうがいいのではないか。高齢者の子どもで、仕事を持っていて平日相談するのが難しい場合もあると思うので、月曜日を休みにするなど

して、土日は開設したほうがいいのではないか。総合相談窓口としての機能を果たすことが目的としてあるのであれば、市民の利便性のほうに重きをおくべき。

○荻田高齢介護福祉課長

委託料の中で、どこまでお願いできるのか。毎日あけるとというのは難しいと思う一方で、利用者の利便性を確保すべきということもある。この点は、ぜひみなさんのご意見を伺いたい。

○清田委員

毎日あけるのは、非効率的だと思う。医療機関なら輪番制で土日は、ここが開いていますよと周知している。土日に窓口としての受け皿があればいいので、市全体で土日どこかをあけておくということができればいいのではないか。

○木下委員

圏域内での利用ということになるので輪番制にしなくても、地域包括支援センターに6人いたら、土曜日3人、日曜日3人、月曜日は休むといったことはできるのではないかと。子育て支援センターあたりは土日もやっていて、月曜日休みとかにしている。そのような公共施設もあるので、それに準じてやってみたら助かると思う。

○玉春委員

実績は評価しないということだが、これまでがんばってきた6年間の評価はどこかで実施してもらいたい。ケアマネでも5年の実績がないとできないということがあるし、地域での総合的な窓口として地域包括支援センターがあるということであれば、1年よりももっと長い実績を求めてもいいのではないか。

○荻田高齢介護福祉課長

本市での介護保険サービスの1年以上の実績というのは、参入要件として、いきなり外から実績がない事業者がやってくることを防ぐネガチェックの意味がある。これをあまり長く設定すると、新規参入障壁が必要以上に高くなることから、1年程度が適当ではないかと考える。

もう一方で、地域包括支援センターとしての実績。これは介護保険サービス1年以上とは別の話で、6年間の地域包括支援センターの実績の話だと思うが、地域包括支援センターをしていたということだけで、点数を高くすることになると、既存の地域包括支援センターが有利ということになり、公募を実施する意義自体が問われることになる。既存地域包括支援センターがそのままやるといった流れで公募の制度設計をしたのか、ということになってしまう。

よって、ご意見の点については、事業計画で、地域の連携や地域包括ケアといった点について記載いただく中で、これまでの地域包括支援センターとして実施してきた経験等が生きてくるのではないかとと思う。

○富岡委員

専門職加算とあるが、6,000人以上となっているが、6,000人以上に限定せずに、すべての包括に適用してはどうか。

○荻田高齢介護福祉課長

地域包括支援センターのすべてに3職種の人員を4名にしてはどうかということだと思うが、一定の財政制約がある中で、どうすれば効率的に人員を配置すべきかという観点から、提示した人員配置になっているところであり、すべての人口規模において、専門職を配置するというのは、ある程度制約がある中では、難しいと考えている。

高齢者人口に対応して、相談員を増やしつつ、専門性を保つためには、ある程度規模の大きい圏域に専門職を加配したいと考えたところであり、あとはその線引きをどこに置くかということになると思う。

6,000人というのは、1圏域あたりの平均の高齢者人口が6,000人であり、平均を超える圏域については、それなりの対応力を保つ必要があることから、専門職の人員を圏域の高齢者人口が6,000人超で配置しているところである。

財政制約がある中で、どこに重点的に配分するかということで、職員4人の中の3人が専門職という地域包括支援センターから、職員9人の中の3人が専門職という範囲がある中、どこかで専門職を増やしたいというときに、6,000人超の圏域というラインで線引きをしたということ。

○白木委員

地域包括支援センターへの行政の支援というものが必要ではないかと思う。高齢者の状態像に応じて、様々なサービスが求められている中、ケアマネとかヘルパーで対応できないことも多くなっているのではないかな。地域包括支援センターも、現状のままでは、様々な対応に追われており、行政が公募して、委託してあとはお任せとなっては問題になるのではないかな。前もって行政の関与の仕方をはっきりしないといけないのではないかな。

○玉春委員

P8の地域包括ケアの考え方についてであるが、権利擁護、虐待対応についてはボリュームのある業務なので、カッコ書きのところに権利擁護について記載していただきたい。

○和田会長

以上2つの意見について、事務局よりお願いしたい。

○荻田高齢介護福祉課長

P8で「包括的支援事業の業務内容を把握しているか」という項目があり、権利擁護の関係はそこで記載をいただくことを考えているところ。

また、地域包括ケアについては、国のほうで示されている5つの視点で書いているところであるが、決して権利擁護を排除しているものではない。高齢者のニーズにすべて応えていこうというのが地域包括ケアの考えだと思うし、その中で権利擁護の観点は重要だと思う。

第5期はつらつプランを策定中であるが、地域包括ケアの確立はその中のメインテーマであると考えているところ。医療と介護の連携、介護自体、介護保険外のサービスをどうするか、そういったものをケアマネだけに任せていいのか、といった点が論点になると思う。介護保険制度の要支援、要介護者への支援ということについては、ケアマネが中心にならなければいけないと思う。そこが制度の趣旨であり、そのための専門職だと思うので、そこに委ねていく必要がある。しかし、それだけでは、対応できないことやそのほかのツールを組み合わせたほうが、よりよいサービスができるのではないか、という観点があり、そういったところが地域包括ケアの一つの視点だと思う。住まいであったり、医療であったり、通常のケアマネジメントで欠ける要素だと思うので、そういったところで支えることができるのが地域包括ケアの一つの意義だと思う。

最終的に、具体的に仕様書にどのように書き込むのか、ケアマネの支援をどのようにしていくのか、地域包括支援センターがどのように関わるのかそういった点を整理しないといけない。

明日、第5期はつらつプランの「地域包括ケアに関する専門委員会」を行うが、具体的にはその中で地域包括ケアについて議論をしていきたいと考えているので、そこでの議論も踏まえて、仕様書にも書き込んでいきたい。

○木下委員

人員配置の確認であるが、高齢者見守り事業で国の緊急雇用を活用して人員を配置していると思うが、これは今年度で終了ということなのか。この分の人員については、予算の中に含まれているのか。

○荻田高齢介護福祉課長

緊急雇用については、今年度までとなっている。緊急雇用がなくなるとを前提に、予算の中に見守り要員も含めて配置したのが、今回の人員配置案となっている。

○清田委員

実績評価に関する話しであるが、今までやってきた地域との連携を新たな地域包括支援センターにどう生かすのかということを考えたときに、新規参入の法人については、従来の地域包括支援センターとの引継ぎを4ヶ月間しっかりとやっていくための取り組みをどのようにしていくかということを記載することで、ある程度実績の評価ということが可能ではないかと思う。

選考方法であるが、圏域を指定したときに、点数が高いところが集まっているところと、点数が低い基準点は超えているところが集まっている場合、点数の結果を公表するのであれば、そういう点に様々な意見が出るのではないかと。また、空白

地域が出たときに、「どこでもいい」と書くことを認めるのはどうなのかと思う。

○荻田高齢介護福祉課長

前回と違い、「どこでもいい」ということはしない方針。「どこでもいい」は、本当にどこでもいいのか、濃淡がありすぎるので、こことこの圏域ならできるとか、東区管内ならできるとか、ある程度限定的に列挙して書いてもらおうと思っている。

あと基準点をどれくらいにするかというのもあるが、高くしすぎると空白圏域が増えすぎる可能性もあるので、そのあたりは今後検討したい。

また、点数については運営協議会には判断頂くために示すとして、どの程度対外的に公表するかは検討させていただきたい。

○土屋委員

実績評価についてであるが、地域包括支援センターがネットワークをつくっていくということで、他の機関とのネットワークの連携実績について評価してはどうか。

既存の地域包括支援センターについては、病院や施設の中に入っている法人が多く、自分の法人のサービスカウンターのように私的に活用しているのではないかと、この点が指摘されるのではないかと、そう言った中、中立・公正というならば、他のサービス事業者とどれくらい連携しているかといった点を評価の対象とできないかと思う。

その際、新規参入の法人に関しては、1年の実績があると思うので、これからというものもあるが、地域包括支援センターとか、他の機関との連携実績を加味してはどうか。

また、受け持ち件数について1人100ケースだったり、30ケースだったり、地域包括支援センターによって差があるのが実情。給与についても80ケース持っても月8万円しかもらっていない人だったり、月20数万円もらっている人だったりする。30ケースしかもっていないくても高い給与をもらっている人もおり、落差が激しい。その法人の給与・雇用形態によるかもしれないが、スタッフの雇用条件あたりも、資格要件で配慮しておかないと、職員が長続きしないような気がする。

○荻田高齢介護福祉課長

公平性の確保という項目があるので、その点をどう評価するかといった点だと思う。評価項目の細目については、細々目というものを考える必要があると考えている。具体的にどこをみて、公平性について採点するか検討したい。

○和田会長

評価する職員については、3職種のほかに相談員を入れたほうがいいのか。

○荻田高齢介護福祉課長

ご指摘の内容を取り入れたい。

○清村委員

4 Pの対応の方針で、センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう必要な措置とは具体的にどういうことか。また、5 Pの母体法人の内外で委託料に差をつける記載があるが、母体法人がないところ、例えばNPOなど母体法人そのものというものがあるが、その場合はどのように扱うのか。

○荻田高齢介護福祉課長

4 P目については、細部まで決めきれていないが、電話したときに携帯なりで通じればいいと考えているが、電話を受けた上で何もしないということはないので、必要なときに必要な対応を取るということであると考えている。

5 P目に関して言えば、母体法人とは何か、敷地外とは何かということについてきちんと研究しないといけないが、様々なバリエーションがある中、母体法人しかない場合は300万円だと考えている。

母体法人から出すというのは、公平・中立性を保つために実施する措置であって、法人の内部に入っていて、やっと地域包括支援センターがあるとなると、市の委託事業としての印象は持てないし、法人の一部ではないかといった外形的印象を与えてしまう。よって、法人の外に出そうということになった経緯を考えると、そういった外形的印象がないのであれば、よいのではないかと考えるところ。

○富岡委員

募集圏域について、申し込んだ法人が、全く関連性がない地域で申し込んだ場合でもいいのか。

○荻田高齢介護福祉課長

訪問介護事業所をやっている場合などもあり、どこでサービス事業所の実態をみるかというのは難しいことだと思う。圏域内の事業所の有無を参入要件としてしまうと、やや制約しすぎると思う。

一方で、計画書等の中で地域との関連性がないと、具体性に乏しい計画になると思うし、関連性があるところだと具体的な記載となるはずで、そういったところを評価できるといいと考える。

○富岡委員

第1、2希望については、事業計画書等をみると思うが、その他の希望圏域についても、あわせて提出を求めるのか。

○荻田高齢介護福祉課長

その他の希望圏域についてどのようにするか詰まっていない点はあるが、ご意見を踏まえると、希望する圏域についても、何らかの方針は提出してもらったほうがよいと思う。検討させていただきたい。

○清田委員

参考資料1の7P目の主なタイムスケジュールについて、10月7日に説明会を
すると書いてあるが、募集した後に説明会をするのが妥当なのか。また、ヒアリン
グなど選考に時間がかかると思うが、募集期間を短縮して選考に時間をあてるほう
がよいのではないか。

○荻田高齢介護福祉課長

説明会については、質問等を受付ける場とするため、募集開始後に日にちを置いて、説明会をすることにしたものである。公募の場合には、個別に受け答えをする
と不公平になるので、必ず公開の場で質問を受けて、公開の場で答えるということ
にする。

11月はヒアリング等に時間がかかりスケジュールはタイトになると思うが、募
集にあたって提出いただく事業計画については、相当練っていただきたいというこ
ともあるので、募集期間についてはある程度確保したいと考えている。

○和田会長

ホームページの開示はいつするのか。また、申請様式等のダウンロードはできる
ようにするのか。

○荻田高齢介護福祉課長

9月30日、募集開始とともにするホームページで公開する予定。申請様式等も
ダウンロードできるようにする。

○林委員

エントリーする圏域の特性把握がどの程度か評価する必要があると思うが、その
点について公募項目に入れてはどうか。

○荻田高齢介護福祉課長

地域連携の項目の前提になることだと思うので、圏域の特性をどのように見るの
かという点については、その中に含まれると考えている。

○木下委員

細々目を検討するとのことだったが、利用者の立場からいうと、相談の60%以
上が80歳以上の高齢者となっている。施設の場所について、最寄りのバス停から
の安全性も評価してはどうか。バス停から坂道があるとか、車椅子だと厳しいとか
今でもそういった地域包括支援センターもある。ヒアリングあたりでその辺も聞いて
もらいたい。前回の公募のときは、施設に関する評価が400点のうち20点、
5%程度なので、せめて1割以上はみてもらいたい。

○荻田高齢介護福祉課長

安全面については、ネガチェック項目ではないかと思う。採点する項目については、ある程度形式的に配点ができないといけないと思う。安全を点数化するのは、かなり相対的な評価になってしまって、例えば坂とか交通量とかを点数化するのは技術的に困難かなと思う。ただ、安全面に配慮した場所に立地してくださいというのは、事前に言うべき事項だと思う。

また、高齢の方で地域包括支援センターに行きにくい人は、どちらかというと職員が出向くという対応が必要だと思う。

配点については、今後詰める必要があるが、利用のしやすさというのは重要なポイントであると考えている。

○富岡委員

要望だが、公募によって、新たな地域包括支援センターができたときの周知は徹底してもらいたい。また、地域包括支援センターの業務そのものも併せて周知していただきたい。

もう一点は、担当区域の変更に伴い、新たな圏域で地域包括支援センターの業務を実施するのは難しい面が多々あるのではないかと思う。その点について、行政のバックアップはしっかりとしてもらいたい。

○和田会長

事務局では今回の意見を踏まえて、公募項目の詳細をさらに検討していただきたい。

以上をもって、第2回地域包括支援センター運営協議会を終了する。